

## 公益社団法人三重県観光連盟入退会規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人三重県観光連盟（以下「この法人」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会手続)

**第2条** この法人の会員になろうとする者は、入会申込書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に定款で定める会員資格に応じて会長が決定する。
  - (1) この法人の目的に賛同するものであること。
  - (2) この法人の会員であった者である場合は、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がない者であること。
  - (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
- 3 会長が入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）により、入会申込者に通知するとともに直近の理事会に報告するものとする。

### (会員名簿)

**第3条** 入会者は、会員名簿（様式第3号）に登録する。

### (会費)

**第4条** 入会者は、入会后すみやかに会費規程第2条に定める会費を支払わなければならない。

### (退会)

- 第5条** 会員は、退会届（第4号様式）を提出して、任意に退会することができる。
- 2 前項の場合、会員が納入した会費については、これを返還しない。
  - 3 第1項の規定により会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。
  - 4 定款第9条及び第10条の規定により、会員の資格を喪失した場合については、前項の規定と同様に会員名簿の登録を抹消する。
  - 5 前2項の抹消手続を行った場合は、直近の理事会に報告するものとする

(補則)

第6条 この規則に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人三重県観光連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月19日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

入会申込書	
年 月 日	
公益社団法人三重県観光連盟	
会長	あて
〒	
住所	
名前 (法人名・代表者名) <span style="float: right;">⑩</span>	
私 (弊社) は、貴法人の設立の趣旨に賛同し会員として入会したいので、下記のとおり申し込みます。	
記	
1 入会希望時期	平成 年度 (平成 年 月)
2 会費 (年会費)	口 (一口 1,000 円)
3 所管部署 (担当者名)	
4 電話番号	
5 F A X 番号	
6 ホームページアドレス	
観光連盟HPへのリンクを	希望する 希望しない
7 Eメールアドレス	

第2号様式（第2条関係）

入会決定通知書	
平成 年 月 日	
名前（法人名・代表者名）様	
	公益社団法人三重県観光連盟
	会長 ㊟
貴殿（貴社）は、当法人の会員として、入会が認められたので通知いたします。	

（注）入会が認められなかった場合も本様式に準じて通知書を作成すること。

第3号様式（第3条関係）

公益社団法人三重県観光連盟会員名簿

番号	入会 年月日	会 員 名 名前（法人名）	住所又は所在地	退 会 年月日	摘要

（注）摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

第4号様式（第5条関係）

退会届

私（弊社）は、今般都合（ ）により 年度から貴法人  
の会員を退会したいので届出ます。

平成 年 月 日

名前（法人名・代表者名）

㊞

公益社団法人三重県観光連盟

会長

あて